

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により公告する。

令和2年10月13日

静岡県知事 川勝平太

1 申請のあった年月日

令和2年10月5日

2 申請にかかる特定非営利活動法人について

(1) 名称

特定非営利活動法人和のこころ

(2) 代表者の氏名

奥原 雅子

(3) 主たる事務所の所在地

三島市広小路町10番6号シャリエ三島広小路レジデンス1209

(4) 定款に記載された目的

この法人は、家庭内引き籠もり未就職の成人及び不登校になった未成年に対して、社会に関わる活動及び就労支援に関する事業を行い、個々の自己肯定感を養うとともに、芸術を通して心を自由にし、人としての感情表現が出来るよう支援することにより、和の心を養い多様な価値を尊重する共生社会の構築に寄与することを目的とする。